第2回
滑川町下水道事業審議会

令和6年10月30日（水）午前10時

滑川町役場　中会議室

目次

１．公営企業　経営の原則　P1

２．滑川町下水道事業　令和5年度決算　P7

及び決算に基づく現状分析

３．経営戦略による将来の見通し　P17

４．経費削減策について　P25

５．使用料改定時　体系イメージ　P30

１．公営企業　経営の原則

公営企業　とは

地方公共団体が経営する企業の総称です。能率的な経営を行うために通常の自治体運営から外れて経営する「イチ企業」という建て付けとなります。

下水道は生活及び経済社会活動に不可欠な重要基盤施設ですが、
下水道事業は、整備後に使用料等で整備費用を回収する先行投資型事業であり、建設期間も長期にわたるなど、財政運営に多大な影響を与える恐れがあり、下水道事業の経営基盤を強化し、**長期的に安定した経営を持続するためには、独立した経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ること**が求められています。

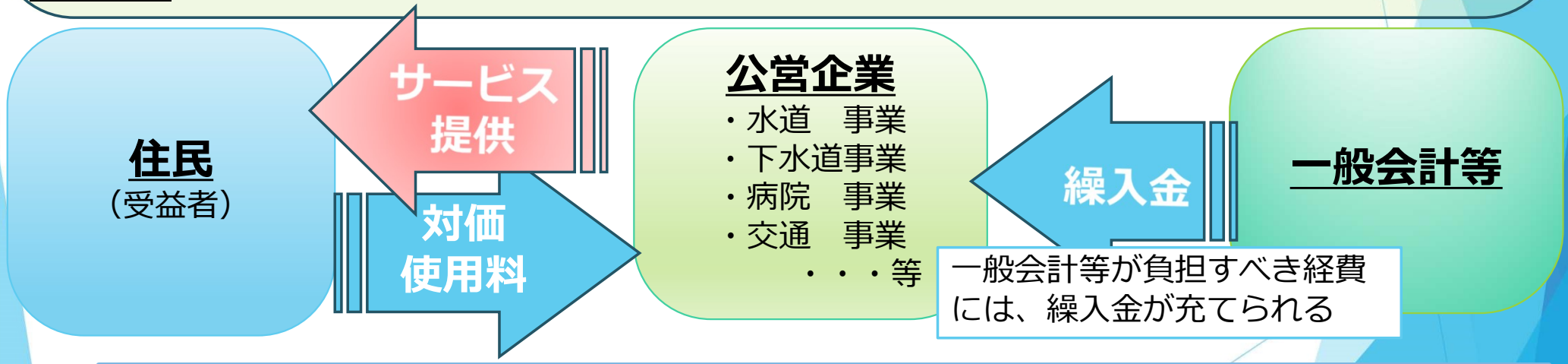

■一般会計が負担すべき経費を除き、料金収入で賄う独立採算による経営が行われる。
■独立採算の原則に基づく経済活動を常に明確に把握するため、特別会計を設置して、一般会計と区分する。
■地方公営企業法を適用する公営企業においては、一般会計と異なり企業会計方式による経理が行われる。

下水道事業の基本的な考え方

１）独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。（地方財政法第６条、地方財政法施行令第46条）

２）受益者負担の原則

下水道が整備された区域の方しか利用できないため、下水道の建設費を住民の税金でまかなうと、下水道を利用できない区域の住民も負担することになり、不公平が生じる。そこで、**下水道というサービスにより利益を受ける者**が、その経費を負担すべきという原則。

下水道使用料

汚水処理にかかる施設の維持管理費等の経費は、**下水道使用料で賄うことが原則**

（使用料）
第二十条　公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。
２　使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
一　下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
二　能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
三　定率又は定額をもつて明確に定められていること。
四　特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

＊下水道法　第20条より抜粋

費用負担区分

「雨水公費・汚水私費の原則」

<u>１．雨水に係る経費　＝　公費（税金）など</u>

雨水は自然現象に起因するもので、雨水の排除は都市機能の保全につながるなど、効果が広く一般住民におよぶため。

<u>２．汚水に係る経費　＝　下水道使用料</u>

汚水を排出する人が特定でき、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人が特定されていることから、**「受益者負担の原則」**に照らし、公費（税金）で負担すべき経費を除き（基準内繰入金）**使用料**で賄う。
⇒これ以外の繰入金を**基準外繰入金**といい、**本来は使用料で賄うものとされ**今後削減が求められる。

「受益者負担の原則」

下水道が整備された区域の方しか利用できないため、下水道の建設費を住民の税金でまかなうと、下水道を利用できない区域の住民も負担することになり、不公平が生じる。そこで、**下水道というサービスにより利益を受ける者**が、その経費を負担すべきという原則。

目指すべき公営企業の在り方

出典：地方公営企業法（第17条の2：経費の負担原則）　より

独立採算制の原則

・公営企業の経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等を除き、その事業に伴う収入によって賄い、自立性をもって事業を継続していく**独立採算制の原則**が適用されます。
・事業として財源不足額があれば、自立的に解消しなくてはいけません。

２．滑川町下水道事業　令和5年度決算及び決算に基づく現状分析

令和5年度決算（下水道事業合算）

収支状況【単位：円（税込）】

収益的収支		資本的収支	
収益的収入	520,827,888	資本的収入	267,714,811
収益的支出	446,371,560	資本的支出	194,392,298
合計	74,456,328	合計	73,322,513

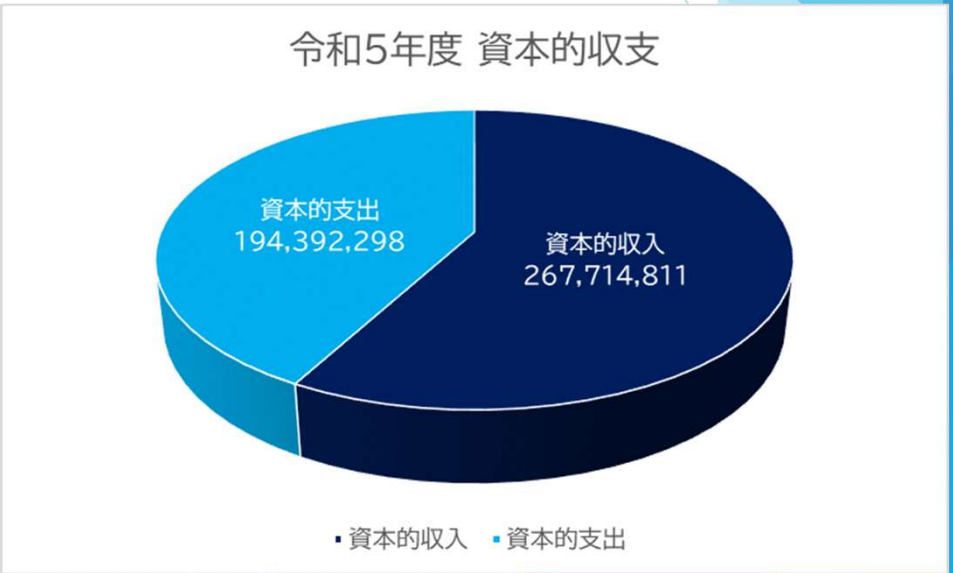

令和5年度決算（下水道事業合算）

損益計算書　結果【単位：千円（税抜）】

収益		費用	
営業収益	205,509	営業費用	404,543
営業外収益	291,555	営業外費用	24,542
特別収益	-	特別損失	315
合計	497,064	合計	429,400

損益	
収益	497,064
費用	429,400
利益	67,664

利益を生み出しています

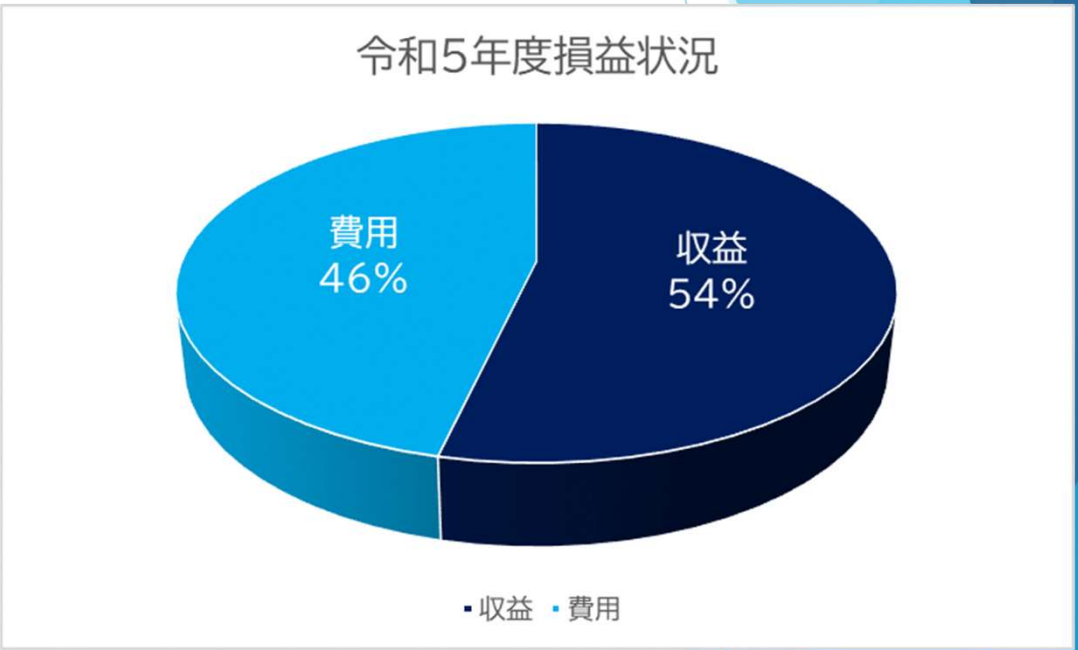

令和5年度決算（下水道事業合算）

損益計算書　結果【単位：千円（税抜）】

収益		費用	
営業収益	205,509	営業費用	404,543
営業外収益	291,555	営業外費用	24,542
特別収益	-	特別損失	315
合計	497,064	合計	429,400

利益を生み出しているが、**本業の稼ぎでは事業コストを賄いきれず**、営業外収益で埋め合わせています。

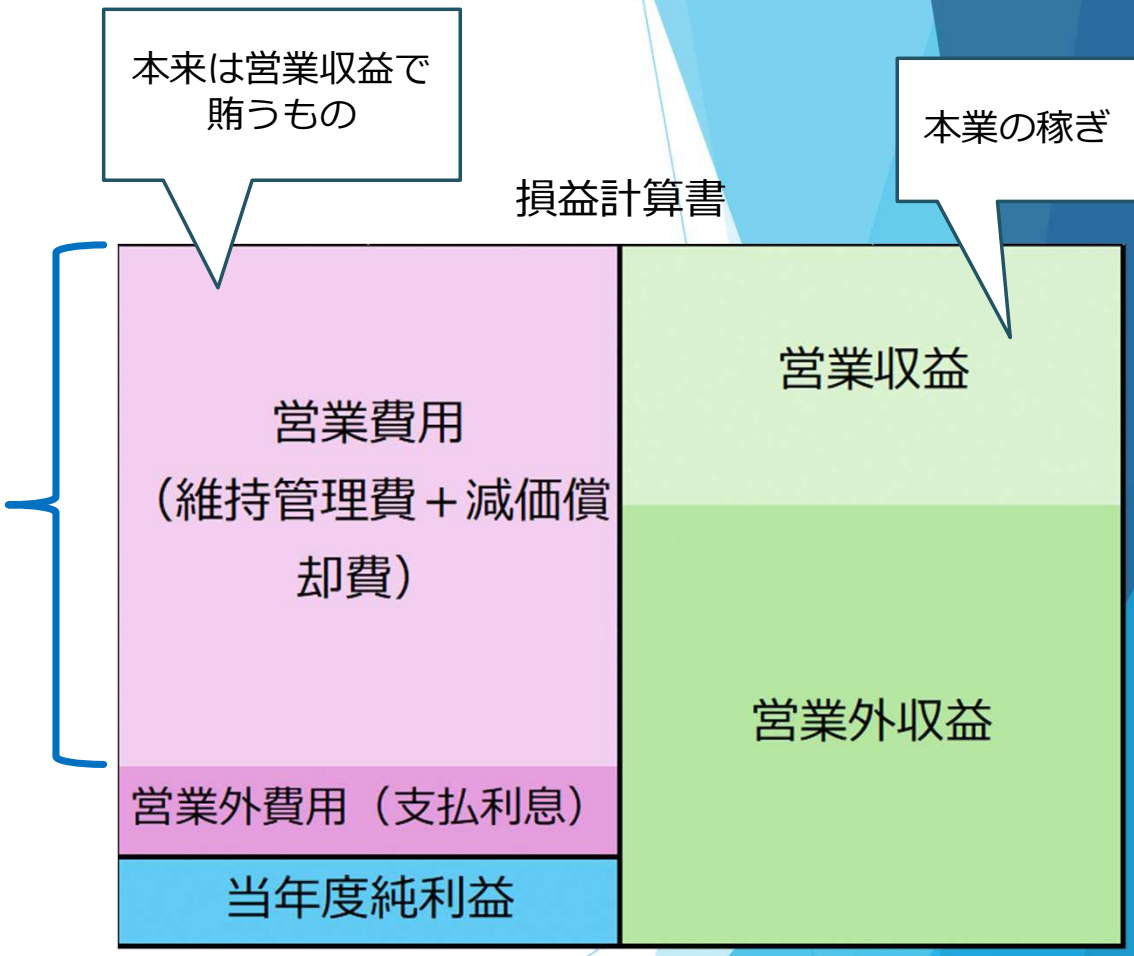

使用料収入

使用料収入は増加傾向です。

使用料収入として算定する有収水量が人口増加に伴い、令和5年度は前年度より一時的に減少しましたが、過去5年間では普及が進んでおり、増加しております。

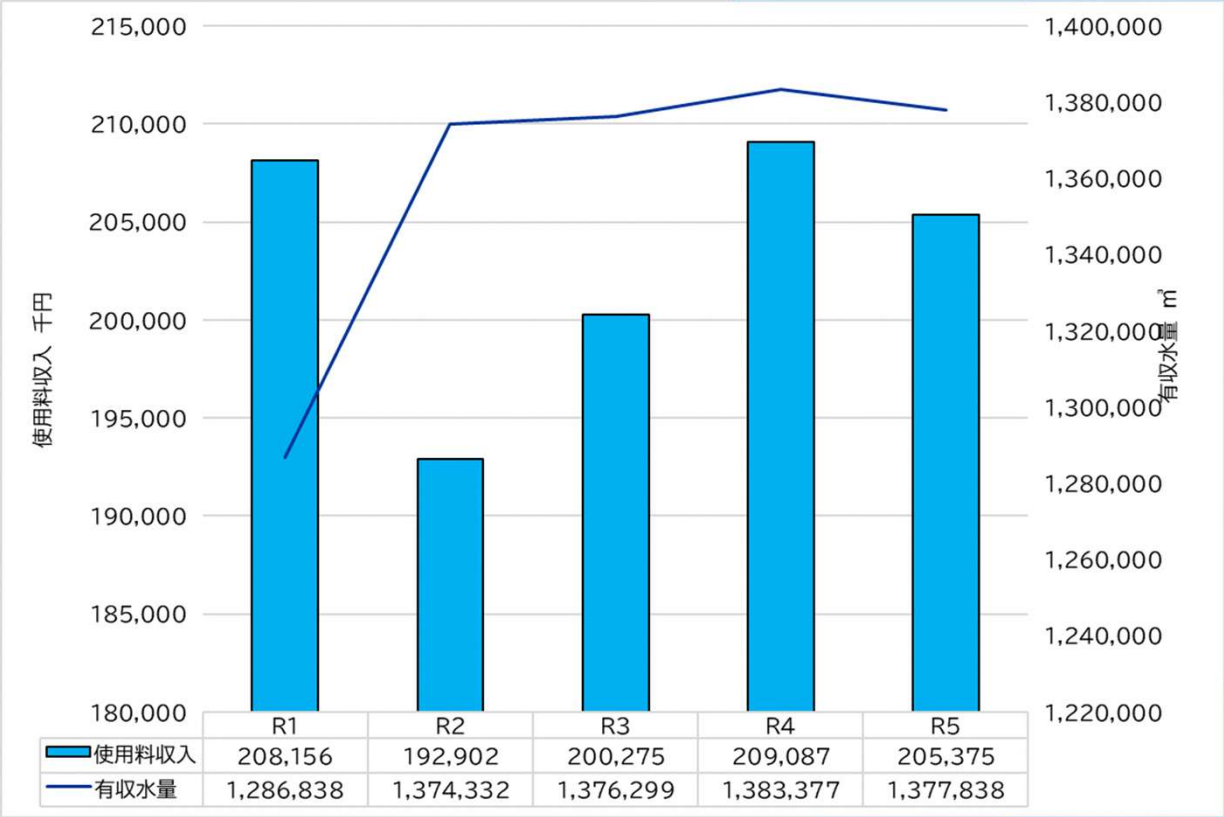

使用料収入（単位：千円　税抜）					
事業	R1	R2	R3	R4	R5
公共下水道事業	184,183	166,760	174,526	186,495	180,575
農業集落排水事業	15,555	16,099	15,835	15,654	14,789
浄化槽事業	8,418	10,043	9,914	6,938	10,011
合計	208,156	192,902	200,275	209,087	205,375

一般会計からの繰入金

公営企業会計では**一般会計との間で経費負担区分が適正**であることが求められます。

経費負担区分は、総務省の繰出基準に基づいて整理します。滑川町は、本来は公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担するが、それ以外の**利用者に請求すべき部分**を一般会計で賄っている**「収益的収入・基準外繰入金」、「資本的収入・基準外繰入金」による補填が大きい**状況です。

①基準内
- 雨水処理負担金
- 分流式に要する経費
- 水質規制費
- 高度処理費
- 臨時財政特例債　等

②基準外
- 上記に該当しないもの

一般会計繰入金推移（繰出基準）単位：千円

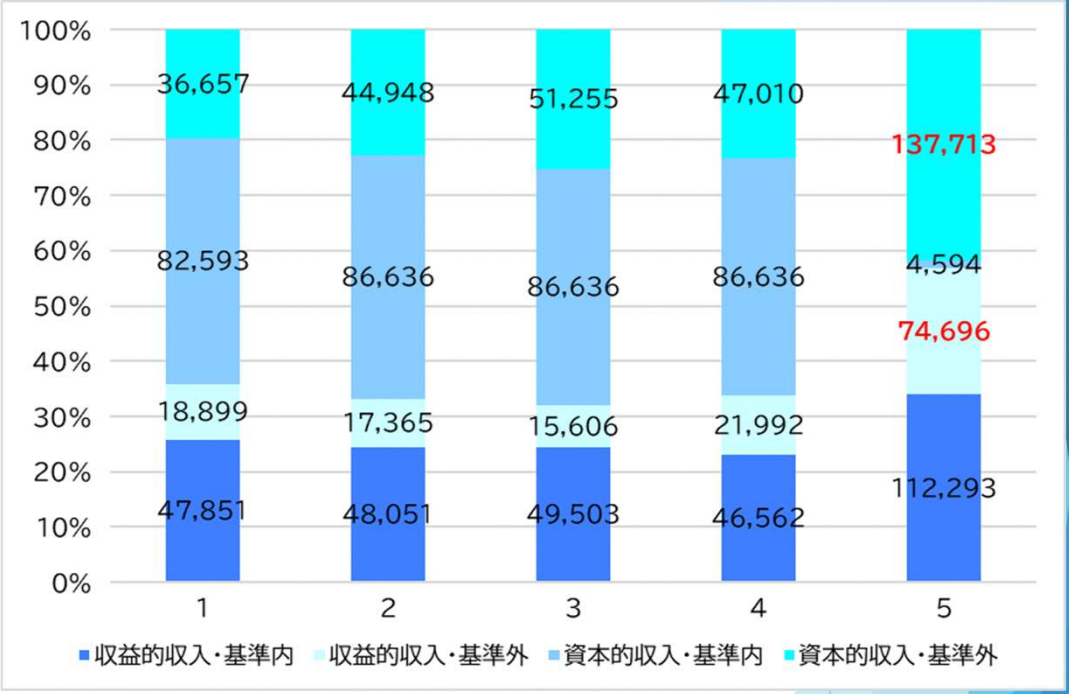

令和5年度に基準外繰入金が大幅に増加

	R1	R2	R3	R4	R5
収益的収入・基準内	47,851	48,051	49,503	46,562	112,293
収益的収入・基準外	18,899	17,365	15,606	21,992	74,696
資本的収入・基準内	82,593	86,636	86,636	86,636	4,594
資本的収入・基準外	36,657	44,948	51,255	47,010	137,713
基準内繰入金　合計	130,444	134,687	136,139	133,198	116,887
基準外繰入金　合計	55,556	62,313	66,861	69,002	212,409

経営戦略の策定状況

滑川町の経営戦略　策定状況
①令和4年度　経営戦略　改定
国交省より経営戦略に「経費回収率向上に向けたロードマップ」を盛り込むよう指示あり

②令和6年度　審議会を踏まえ内容を見直し

・「経営戦略」の改定推進について
（総務省通知　令和4年1月25日）
経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすることとされている。
毎年度の進捗管理や**3～5年毎の改定を通じて**、ＰＤＣＡサイクルを確立していくことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資するものとなるものである。

・下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項
（国土交通省通知　令和 2 年7 月22 日付け事務連絡　下水道事業課企画専門官）

以下いずれかに該当している場合、社会資本整備総合交付金（国庫補助金）の重点配分の対象としない。
・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
・令和 7 年度以降、供用開始後 30 年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が 150 円/m3 未満であり、かつ経費回収率が 80%未満であり、かつ 15 年以上使用料改定を行っていない場合。

経費回収率向上に向けたロードマップの記載事項（令和4年度）

社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント

定量的な業績指標及び目標年限の記載例（３．①関係）

- ○ 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる（経営比較分析表における経営指標の概要を参考）
- ○ 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など**段階的な目標設定**を記載すること

収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例（３．②a関係）※

- ○ 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
  （例：令和○年度までに経費回収率を○%に向上させるため令和○年度に使用料改定を実施する）
- ○ 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけではなく、**具体的な実施時期も記載**
- ○ 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
  （例：令和○年度から継続して～を実施している）

支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例（３．②b 関係）※

- ○ 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
  （例：令和○年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る）
- ○ 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけではなく、**具体的な実施時期も記載**
- ○ 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
  （例：令和○年度から継続して～を実施している）

※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います

※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います

使用料単価150円　総務省が求める　**経営努力**

平成21年に総務省から次の通知が発出されました。

平成21年7月8日付け　総務省自治財政局通知

下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、
最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収
月 3,000 円／ 20 ㎥を前提として行われていることに留意すること。

一般家庭使用料（１か月２０㎥あたり　税込み）

１か月20㎥の汚水を排除した場合の下水道使用料の比較です。
滑川町は、**2,530円（税抜2,300円）**で、**総務省基準3,000円（税抜）を下回ります。**

1か月20㎥当たりとは、一般家庭（2～3人）が利用する水量を指します

今回改定対象の公共下水道事業と農業集落排水事業で取りまとめ

＊浄化槽事業は1か月あたり3,300円(税込み)

	下水道使用料（20㎥あたり）		下水道使用料（20㎥あたり）
深谷市	3,520	川口市	1,998
飯能市	2,706	蓮田市	1,980
越谷市	2,574	八潮市	1,980
嵐山町	2,530	桶川市	1,980
滑川町	2,530	北本市	1,980
本庄市	2,497	加須市	1,952
さいたま市	2,459	草加市	1,947
白岡市	2,443	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	1,925
神川町	2,420	宮代町	1,883
小川町	2,410	杉戸町	1,870
伊奈町	2,398	吉川市	1,870
春日部市	2,376	久喜市	1,870
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	2,343	入間市	1,815
羽生市	2,310	狭山市	1,727
鴻巣市	2,310	富士見市	1,650
寄居町	2,310	所沢市	1,639
志木市	2,255	新座市	1,639
三郷市	2,214	川越市	1,595
日高市	2,214	幸手市	1,595
上里町	2,167	三芳町	1,540
上尾市	2,156	川島町	1,540
秩父市	2,151	ふじみ野市	1,367
熊谷市	2,042	蕨市	1,309
松伏町	2,035	和光市	1,262
行田市	2,035	朝霞市	1,155
東松山市	2,035	戸田市	1,023

現行の課題

① 営業外収益による収益捻出（繰入金での補填が多い）

② 繰入金のうち基準外繰入金の割合が年々増加

③ 使用料水準が総務省基準を満たしていない

３．経営戦略による将来の見通し

収益的収支の見通し（３事業合算）

項目／年度	予算	今後10年間の見通し(単位：千円)									
収益的収入	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
使用料収入	205,262	206,447	207,770	209,111	210,482	211,872	213,310	214,523	215,766	217,027	217,145
営業収益・その他	60	60	60	60	5,060	60	60	60	60	60	60
営業外収益　他会計補助金・繰入金	157,559	157,569	157,594	161,758	158,621	158,886	159,217	159,623	159,091	159,205	157,816
営業外収益　国庫補助金		3,500	5,000								
長期前受金戻入	97,027	101,575	101,481	101,543	99,980	99,904	101,797	102,103	101,846	101,902	102,043
営業外収益・その他	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合計①	459,912	469,156	471,910	472,477	474,148	470,727	474,389	476,314	476,768	478,199	477,069
収益的支出	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
職員給与費	33,694	32,933	33,314	33,124	33,221	33,175	33,200	33,188	33,196	33,193	33,228
経費	260,685	227,951	250,561	256,652	256,545	258,529	259,821	260,143	261,368	262,319	263,324
減価償却費	187,216	193,084	192,992	194,397	195,399	192,538	193,371	197,061	198,162	197,762	198,865
支払利息	22,295	26,781	25,064	23,887	22,448	21,078	20,974	19,613	18,712	18,801	18,231
その他・営業外費用	13,900	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
合計②	517,790	494,549	515,731	521,860	521,413	519,120	521,166	523,805	525,238	525,875	527,448
当年度純利益①－②	△ 57,878	△ 25,393	△ 43,821	△ 49,383	△ 47,265	△ 48,393	△ 46,777	△ 47,491	△ 48,470	△ 47,676	△ 50,379

・使用料は増加するが、下水道整備や既存施設の改築・更新工事により減価償却費等の経費が増加し、当年度純利益は赤字（令和6年度は予算数値）
・公営企業会計移行後に発生する減価償却費が毎年度約2億円発生する
・毎年度赤字となっており、このままの経営状況が続くと非常に厳しい状態になる

減価償却費と企業償還の相関について＜参考＞

◇減価償却処理
・有形固定資産……定額法または定率法
＊公営企業は一般的に定額法で対応
・無形固定資産……定額法
・取替資産……取替法

・主な耐用年数	建物	８年～５０年
	構築物	５０年
	機械及び装置	６年～３５年
	車両運搬具	６年

◇減価償却の考え方
・将来の同じものを更新するための資金をプールする考え方

◇減価償却　イメージ

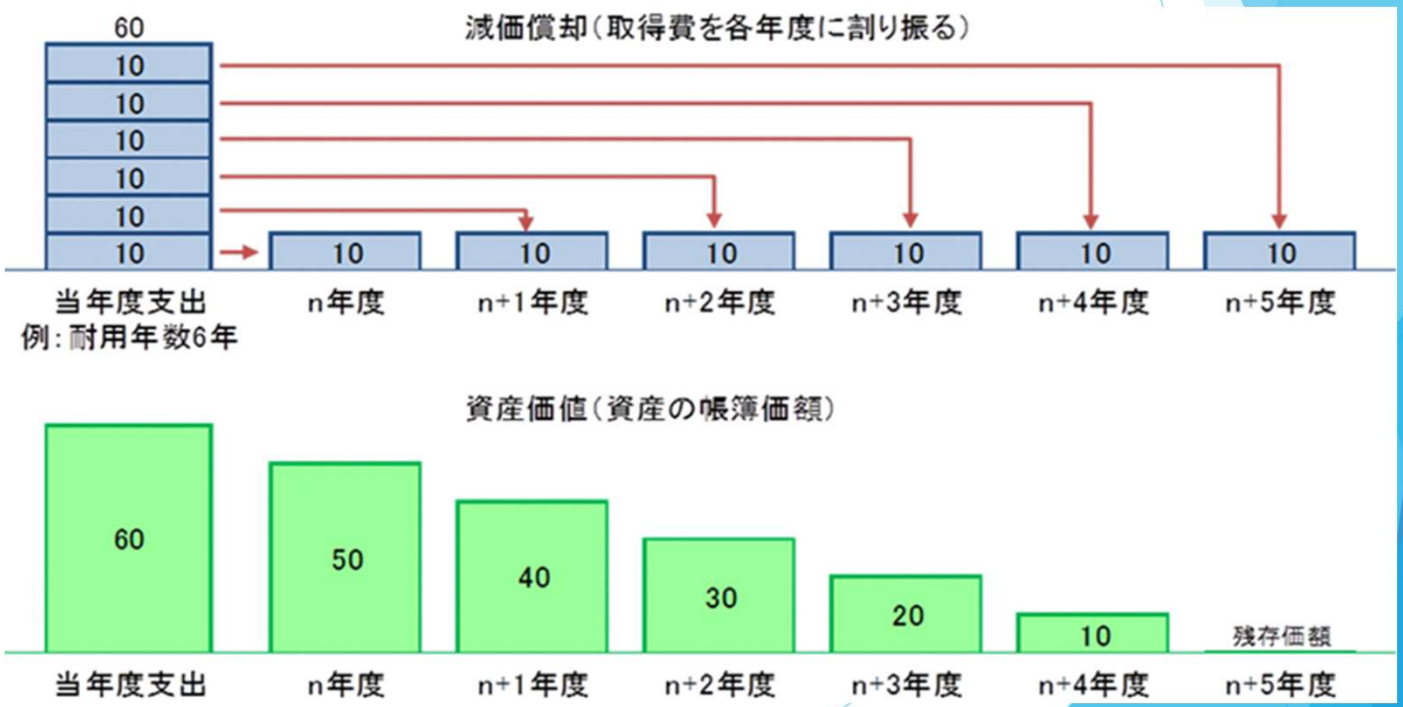

３事業の収益的収支の見通し

・使用料収入
公共下水道事業は、人口増加に合わせ収入は増えると予測しますが、整備が行き届いている農業集落排水事業、浄化槽事業は令和16年度は減少の見込みです。

・当年度純利益
公共下水道事業と農業集落排水事業は減価償却費の影響もあり、毎年度赤字です。

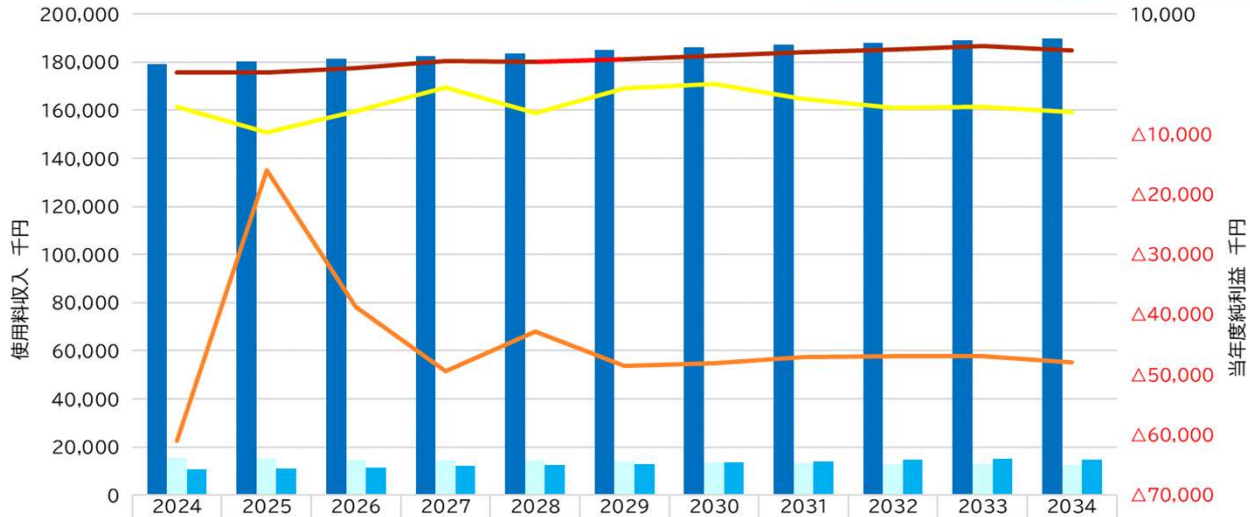

	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
使用料収入 公共	179,091	180,161	181,357	182,553	183,749	184,945	186,141	187,094	188,047	189,000	189,953
使用料収入 農集	15,455	15,135	14,827	14,519	14,223	13,927	13,643	13,359	13,087	12,815	12,554
使用料収入 浄化槽	10,716	11,151	11,586	12,039	12,510	13,000	13,526	14,070	14,632	15,212	14,638
当年度純利益 公共	△60,976	△15,966	△38,665	△49,352	△42,737	△48,527	△48,129	△46,993	△46,958	△46,885	△47,984
当年度純利益 農集	△5,419	△9,670	△6,143	△2,170	△6,495	△2,315	△1,685	△4,131	△5,565	△5,392	△6,370
当年度純利益 浄化槽	209	243	987	2,139	1,967	2,449	3,037	3,633	4,053	4,601	3,975

収益的収支の見通し

今後の経営状況は、**営業外収益の補填もありますが赤字になっております。**
加えて営業利益以外の営業外収益の比率が**使用料収入より高い数値であり**、
下水道事業として安定した収益を計上していないと考えられます。

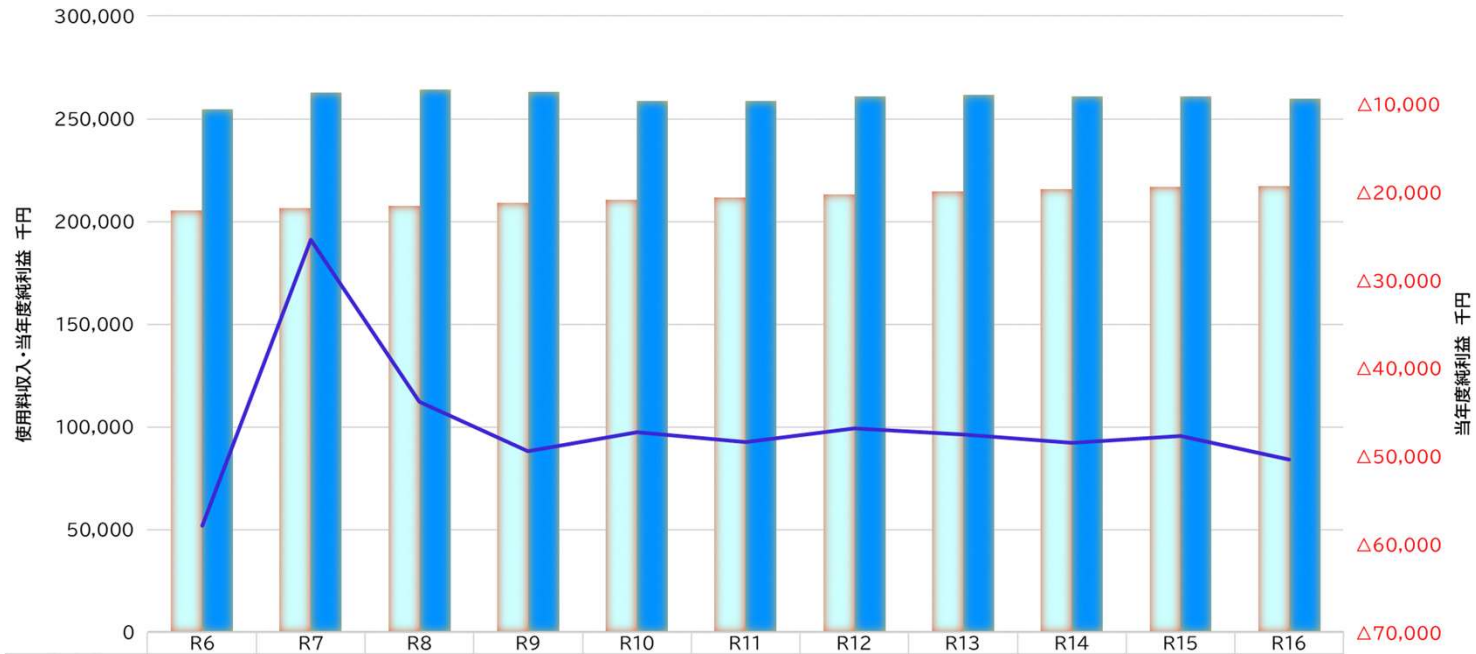

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料収入	205,262	206,447	207,770	209,111	210,482	211,872	213,310	214,523	215,766	217,027	217,145
営業外収益	254,590	262,649	264,080	263,306	258,606	258,795	261,019	261,731	260,942	261,112	259,864
当年度純利益	△57,878	△25,393	△43,821	△49,383	△47,265	△48,393	△46,777	△47,491	△48,470	△47,676	△50,379

・営業収益
　公営企業（公共下水道事業）の一般的な　「営業活動によって生じた収入」を意味する言葉です。
　「一般的な営業活動」は、主に使用料収入を指します。

・営業外収益
　営業外収益とは、公営企業（下水道事業）が本業以外の活動で経常的に得ている収益のことをいいます。公営企業では、一般会計繰入金や長期前受金戻入を指します。

繰入金の見通し

先述の今後の見通しにもあるように、収益的収入の基準内・基準外繰入金の数値が高い状態です。とくに**収益的収支・基準外繰入金が年間で約1.3億円計上**の見込みです。

現状は繰入金の補填で当年度純利益が確保できていると考えられ、今後は**安定した収益構造の構築が必要**と考えられます。

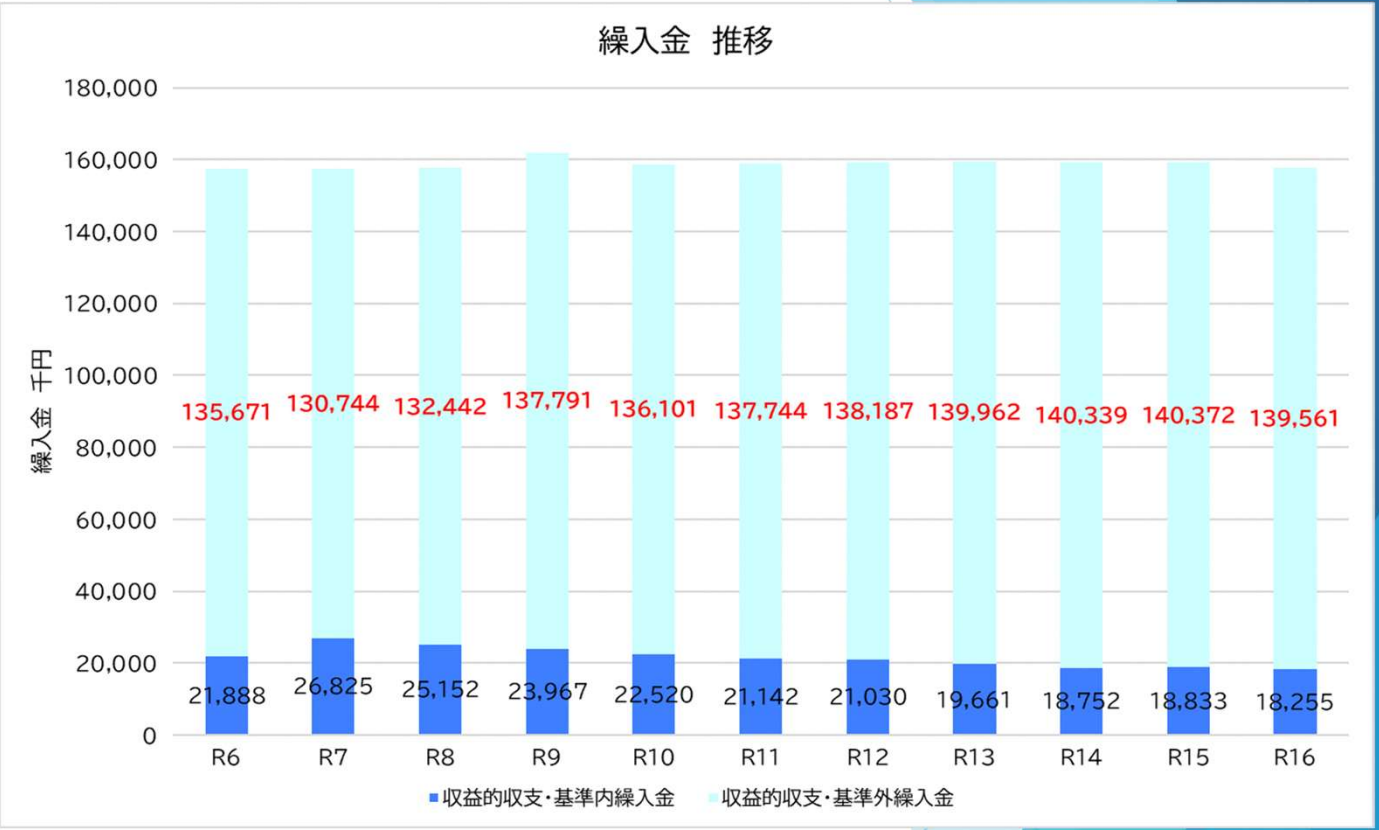

改定案　使用料収入（単位：千円）令和8年度に改定

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現状予測	205,262	206,447	207,770	209,111	210,482	211,872	213,310	214,523	215,766	217,027	217,145
25%改定	205,262	206,447	257,326	258,879	260,465	262,070	263,726	265,096	266,499	267,920	268,202
差異	-	-	49,556	49,768	49,983	50,198	50,416	50,573	50,733	50,893	51,057
当年度純利益	△57,878	△25,393	△13,265	△18,615	△16,282	△17,195	△15,361	△15,918	△16,737	△15,783	△18,322

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現状予測	205,262	206,447	207,770	209,111	210,482	211,872	213,310	214,523	215,766	217,027	217,145
30%改定	205,262	206,447	267,156	268,753	270,384	272,033	273,734	275,137	276,574	278,029	278,346
差異	-	-	59,386	59,642	59,902	60,161	60,424	60,614	60,808	61,002	61,201
当年度純利益	△57,878	△25,393	△3,435	△8,741	△6,363	△7,232	△5,353	△5,877	△6,662	△5,674	△8,178

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現状予測	205,262	206,447	207,770	209,111	210,482	211,872	213,310	214,523	215,766	217,027	217,145
35%改定	205,262	206,447	276,986	278,626	280,300	281,993	283,739	285,176	286,647	288,136	288,488
差異	-	-	69,216	69,515	69,818	70,121	70,429	70,653	70,881	71,109	71,343
当年度純利益	△57,878	△25,393	6,395	1,132	3,553	2,728	4,652	4,162	3,411	4,433	1,964

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
現状予測	205,262	206,447	207,770	209,111	210,482	211,872	213,310	214,523	215,766	217,027	217,145
40%改定	205,262	206,447	286,816	288,500	290,219	291,957	293,748	295,217	296,721	298,243	298,628
差異	-	-	79,046	79,389	79,737	80,085	80,438	80,694	80,955	81,216	81,483
当年度純利益	△57,878	△25,393	16,225	11,006	13,472	12,692	14,661	14,203	13,485	14,540	12,104

・前提として令和8年度から基準外繰入金を
公共下水道事業は9,000千円、農業集落排水事業は10,000千円削減する
・改定率35%以上の場合、当年度純利益の計上が可能になる
・浄化槽事業は今回は改定無し

４．経費削減策について

経費削減策の取組み

①維持管理費及び改築・更新費の平準化

今後ストックマネジメント計画に基づく点検・調査、修繕・改築を実施して費用を平準化し、経費の縮減に努めます。

滑川町では、下水道施設の維持管理を長期的な視点で計画的かつ効率的に行っていくために、ストックマネジメント計画を策定のうえ実施しています。この計画に沿って、緊急性の高い施設を対象に、点検・調査により施設の健全度を詳細に把握し、 改築・更新を実施したうえで、費用の平準化を図ります。

老朽化等

クラックからの浸入水

硫化水素による管路の腐食

長寿命化対策

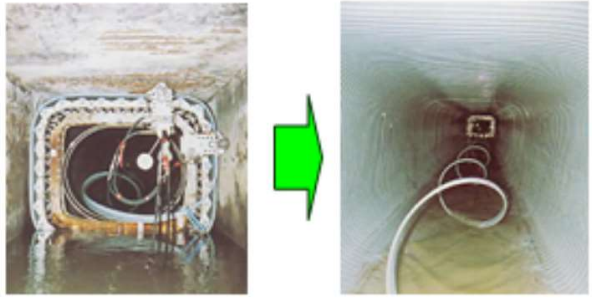

プラスチック材により既設管渠の内面を被覆

経費削減策の取組み

②不明水の削減

雨水や地下水（不明水）が混入する原因を突き止め、汚水処理にかかる費用を削減します。

不明水が混入すると水量が増え、汚水処理にかかる費用が増加します。埼玉県とも協力しながら、不明水の発生している地域を絞り込み、対策案の立案から実行へと、 段階的に進めていきます。

経費削減策の取組み

③広域化・共同化の検討

汚水・汚泥処理の広域化により、維持管理費などを削減します。

汚水・汚泥処理の広域化の検討を埼玉県で進めており、滑川町でも検討します。

■先行事例
埼玉県　流域下水道を核とした汚泥の共同処理化

事例 ⑧	【ハード】汚泥処理の共同化
団体名	埼玉県
事例名	流域下水道を核とした汚泥の共同処理化
連携内容	下水道法に基づく協議会を組織し、流域下水道を核とした「汚泥の共同処理」の取り組みを推進している事例
連携制度	事務の委託（地方自治法）
連携主体	都道府県主導
連携単位・ブロック	・本広域連携への参加は市町・組合の任意。 ・単独公共関連市町・組合が、県が提示する受入費用と搬出を希望する処理場までの汚泥運搬費を見積もり、トータルコスト等を勘案の上、参加希望の有無を決定する。
事業等	流域下水道事業等

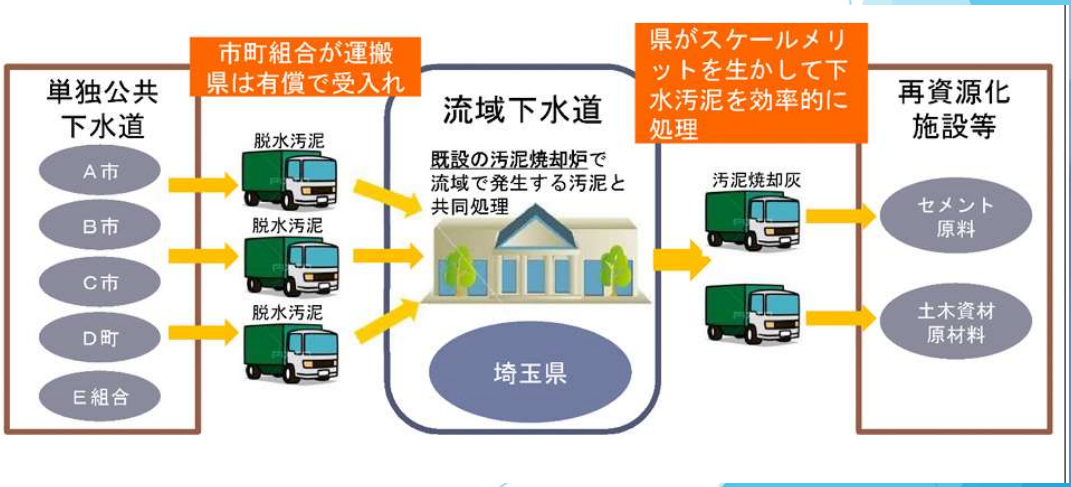

＊国交省資料より引用

経費削減策の取組み

③広域化・共同化の検討

汚水・汚泥処理の広域化により、維持管理費などを削減します。

■その他先行事例

- 北海道　旭川市ほか5町汚水処理の共同化（広域幹線）
- 秋田県及び県内市町村　流域下水道を核とした施設の共同化
- 宮城県及び吉田川流域4市町村(富谷市、大和町、大郷町、大衡村)
  広域連携によるマンホールポンプ等の維持管理の共同化
- 栃木県及び栃木県内市町　下水道BCPの共同策定による自治体間の連携強化
- 長野県下水道公社及び県内市町村　維持管理の共同化

５．使用料改定時　体系イメージ

改定後の料金体系（イメージ）＊税抜

		現行使用料	25%改定	30%改定	35%改定	40%改定
基本料金（税抜）	排除汚水量20立方メートルまで	1,000円	1,250円	1,300円	1,350円	1,400円
超過料金（税抜）	10立方メートルを超え20立方メートルまで	130円	162円	169円	175円	182円
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	150円	187円	187円	205円	210円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	170円	212円	221円	229円	238円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	190円	237円	247円	256円	266円
	100立方メートルを超え200立方メートルまで	210円	262円	273円	283円	294円
	200立方メートルを超え500立方メートルまで	230円	287円	299円	310円	322円
	500立方メートルを超えるもの	260円	325円	338円	351円	364円

改定後の支払う料金（イメージ）＊税抜

1か月20㎥あたり	現行使用料との差異	1か月20㎥あたり	現行使用料との差異	1か月20㎥あたり	現行使用料との差異	1か月20㎥あたり	現行使用料との差異
現状予測	2,300	現状予測	2,300	現状予測	2,300	現状予測	2,300
25%改定	2,875	30%改定	2,990	35%改定	3,105	40%改定	3,220
差異	575	差異	690	差異	805	差異	920
2か月40㎥あたり	現行使用料との差異	2か月40㎥あたり	現行使用料との差異	2か月40㎥あたり	現行使用料との差異	2か月40㎥あたり	現行使用料との差異
現状予測	4,600	現状予測	4,600	現状予測	4,600	現状予測	4,600
25%改定	5,750	30%改定	5,980	35%改定	6,210	40%改定	6,440
差異	1,150	差異	1,380	差異	1,610	差異	1,840